

「次のよう」

農業保険法施行規則第 109 条の農林水産大臣が定める率は、次の各号に掲げる共済関係に応じ、都道府県（別表 2 において当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、当該地域）ごと及び包括共済家畜区分ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

一 乳用牛又は肉用牛に係る包括共済関係（共済掛金期間の開始時の場合）

共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛以外の牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 A の欄に定める率を乗じて得た金額と共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 B の欄に定める率を乗じて得た金額の合計額を共済掛金期間の開始の時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜のその時における価額の合計額で除して得た率

二 乳用牛又は肉用牛に係る包括共済関係（共済掛金期間の中途において支払限度額を変更する場合）

支払限度額の変更時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛以外の牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 A の欄に定める率を乗じて得た金額と支払限度額の変更時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する子牛のその時における価額の合計額に別表 1 の支払限度率算定基礎率 B の欄に定める率を乗じて得た金額の合計額を支払限度額の変更時において組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分に属する家畜のその時における価額の合計額で除して得た率

三 前二号に掲げる共済関係以外の共済関係

別表 1 の病傷共済金支払限度率の欄に定める率（個別共済関係が成立した家畜のうち一般馬及び種豚については、一般馬及び種豚に係る包括共済対象家畜の種類に定める支払限度率の欄に定める率、乳用牛及び肉用牛については、乳用牛及び肉用牛に係る包括共済対象家畜の種類に定める支払限度率算定基礎率 A の欄に定める率）

（注） この告示の公布後に農業共済組合又は市町村の区域変更が行われた場合についても、別表 2 に掲げる区域は、当該区域変更が行われた後最初に別表 1 が改定されるまでの間は、当該区域変更の前の区域とする。